

名古屋城眺望景観保全について 市民のみなさまのご意見を募集します。

参考資料 1

平成 30 年 5 月 日

名古屋市では、美しいまちなみを形成し、名古屋のまちの魅力を高めることを目的に、平成 19 年に景観法に基づく「名古屋市景観計画」を策定し、建築行為等の届出制度を通じて良好な景観の形成を進めています。このたび、名古屋城の眺望景観を保全するため、名古屋市景観計画を変更することとしました。つきましては、計画変更の素案を作成しましたので、広く市民のみなさまからのご意見を募集します。

このリーフレットは概要版です。本編の名古屋市景観計画変更（案）は、市民情報センター、各区役所情報コーナー・支所、住宅都市局都市景観室で閲覧できます。
また、名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) からもダウンロードしていただけます。
(トップページ→市政情報→パブリックコメント→意見募集中の計画等)

■ ご意見の募集期間

平成 30 年 5 月 日（ ）～平成 30 年 6 月 日（ ）

■ ご意見をいただく方法

『ご意見シート』に、意見・住所・氏名をご記入のうえ、郵便（平成 30 年 6 月 日必着）・ファクス・電子メールのいずれかの方法により、下記までご提出いただか、直接お持ちください。（下記の対応時間内にお願いします。）

※ 任意の様式でもご提出いただけますが、名古屋城眺望景観保全についてのご意見であること、住所、氏名を明記してください。

※ 電話またはお越しの際の、口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

※ みなさまからのご意見に対しては個別には回答いたしませんので、ご了承ください。

個人情報の取り扱いについて

- 1 個人情報の取り扱いについては十分注意し、意見公表の際は個人情報が特定できるような内容は掲載しません。
- 2 住所、氏名、電子メールアドレスなどについて、名古屋市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理します。

提出・お問い合わせ先

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市景観室

郵 送 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市住宅都市局都市景観室

ファクス 052-972-4485

電子メール a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

電 話 052-972-2732

対応時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前 8 時 45 分～正午／午後 1 時～5 時 30 分

ご意見シート

名古屋城眺望景観保全についてのパブリックコメント

提出先

郵送：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市住宅都市局都市景観室
ファクス：052-972-4485
電子メール：a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

氏名	
住所	〒 -

意見の内容

名古屋城眺望景観保全の概要

1 背景と目的

名古屋城は「尾張名古屋は城でもつ」という言葉が示すとおり、名古屋の歴史と文化の中心的存在であり、かつ、シンボルです。また、名古屋市を代表する観光資源として、年間190万人を超える人が訪れています（平成28年度）。この名古屋城の眺望景観を保全していくことは、本市の魅力を向上させ、市民が誇るまちづくりを進める上で重要であると考えます。

しかし、名古屋城周辺の市街化が進展し、高層建物の建設により名古屋城の眺望景観が阻害される懸念が増してきています。

そこで、眺望の阻害要因を抑制することを目的に、景観法に基づく「名古屋市景観計画」の中に、名古屋城眺望景観保全に関する制限等を追加します。



名古屋市景観計画の概要

景観計画とは、景観法に基づき景観行政を担う自治体が定める計画です。本市では、平成16年の景観法の施行を受け、平成19年3月に「名古屋市景観計画」を策定しています。名古屋市景観計画では、市内全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する基本的な方針や建築行為等の行為の制限に関する事項などを定めています。

2 景観計画の変更箇所

本計画の「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」において「名古屋城眺望景観保全の方針」を新たに定めるとともに、「第3章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項」及び「第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に名古屋城眺望景観保全エリアにおける大規模建築物・工作物、屋外広告物を対象とした行為の制限を追加します。

3 変更内容

(1) 名古屋城眺望景観保全の方針

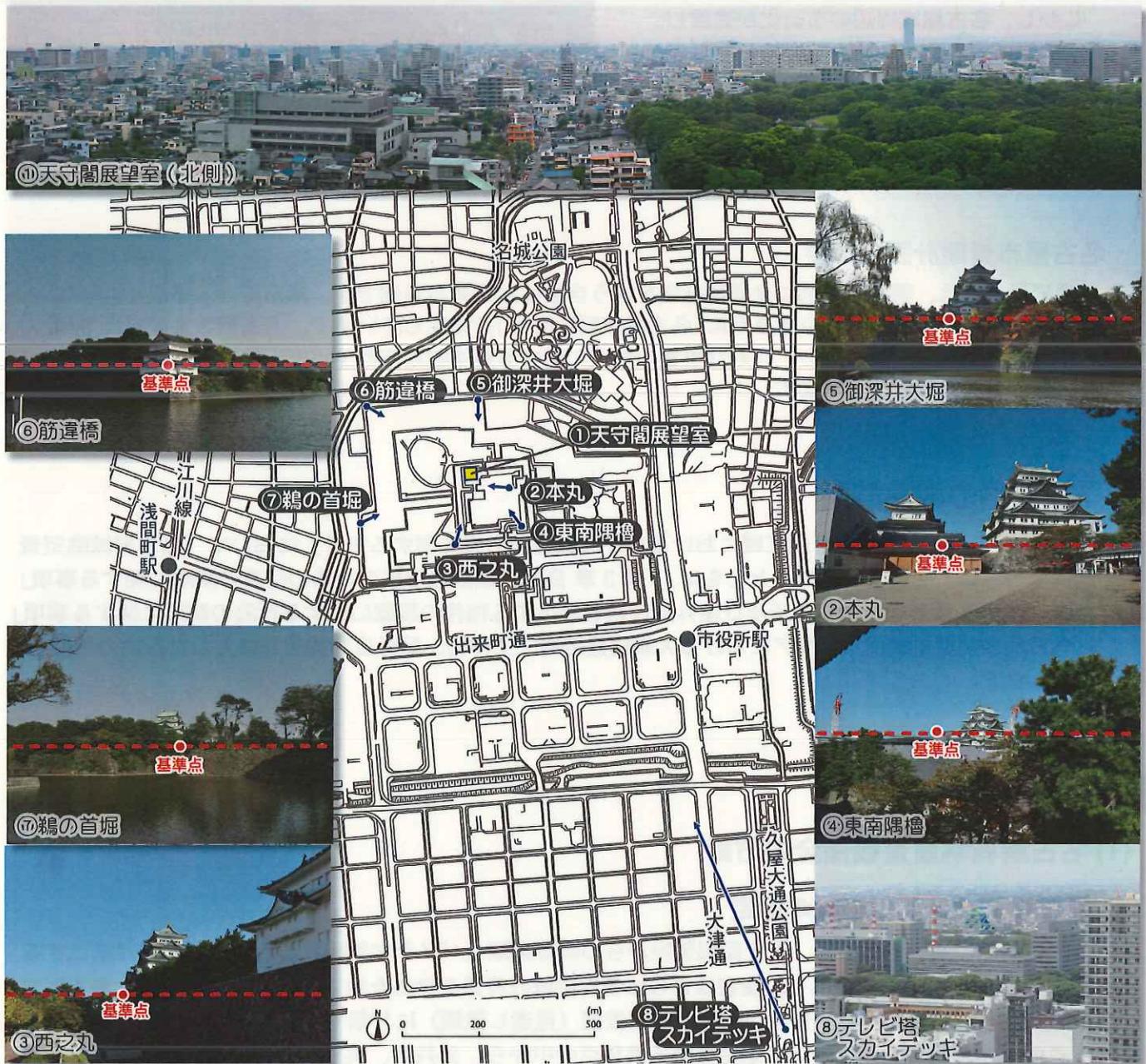
■ 保全すべき眺望景観の選定

名古屋城の眺望景観には、天守閣展望室からの眺望景観（パノラマ景観）と名古屋城を視対象とする眺望景観の2つの方向があり、後者はさらに名古屋城の背景を含めた眺望景観（背景景観）と名古屋城を視対象として見た時の前景及び両側の眺望景観（見通し景観）に分類できます。

この3つの眺望景観において想定される眺望点の中から、公共性、眺望保全の具体性、眺望点としての継続性といった視点のほか、市民にとって親しみがあること、名古屋城の歴史を体感・体験できることなどの視点により検討を行い、以下の8つの眺望点を選定しました。

図表1 選定した眺望点と選定理由

区分	眺望点の名称	選定の理由
パノラマ景観	①天守閣展望室	市街地をはじめ遠景には伊吹山や御嶽山などの山々を望む名古屋を代表する眺望点
背景景観	②本丸	多くの名古屋城見学者が訪れ、記念写真の撮影ポイントとなっており、名古屋城の歴史を体感・体験できる眺望点
	③西之丸	
	④東南隅櫓	本丸御殿を前景に天守を眺望する、古写真にもある歴史的な眺望点
	⑤御深井大堀	
	⑥筋違橋	豊かな水をたたえる堀を前景にした美しい眺望であり、古写真にもある歴史的な眺望点
	⑦鶴の首堀	
	⑧テレビ塔スカイデッキ	
見通し景観	⑧テレビ塔スカイデッキ	市民から親しまれているランドマークであり、一般開放された知名度の高い眺望点



(注1) 基準点とは、視対象の背景に建築物等が視認されないようにするために設定する高さ制限の基準となる点
 (注2) ②～⑦の眺望点からの眺望における水平方向の範囲は、人間の視野特性に近い60°とする。

■ パノラマ景観の保全

天守閣展望室から望む空間的な広がりや景観的まとまり、遠景における山並みが阻害されないよう、大規模な建築物・工作物又は屋外広告物の高さ、形態意匠に関する制限を設けます。制限範囲は、建築物・工作物や広告物がはっきりと視認される、天守閣から概ね 1km までとします。



天守閣から 1km 以内（天守閣の南方面を除く）の建築物等の高さは、遠方に見える建築物等とその背後に見える空や山並みなどを画する境界線（標高 50m）以下とします。



天守閣から概ね 1km 以内の天守閣の南方面の建築物等の高さは、天守閣の高さ（標高 62m）以下とします。

■ 背景景観の保全

名古屋城の背景に建築物等が視認されることで歴史的な眺望景観が阻害されないよう、大規模な建築物・工作物又は屋外広告物の高さに関する制限を設けます。制限範囲は、眺望点から 1km を基本としますが、名古屋城を代表する写真撮影ポイントについては、眺望点から 1.5km までとします。



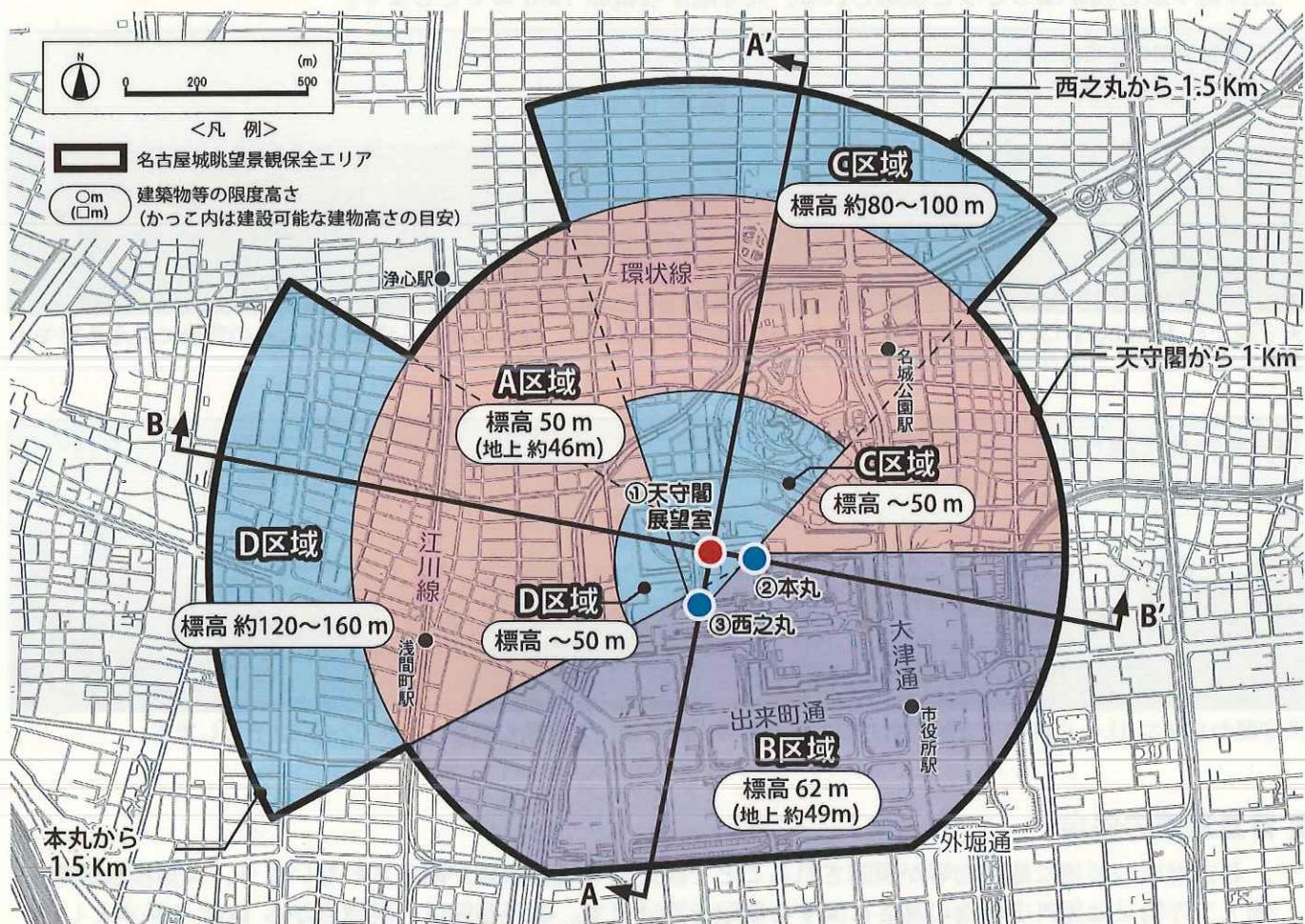
眺望点から 1km 又は 1.5km の範囲内にある建築物等の高さは、眺望点から見て、基準点より上に建築物等が見えないような高さとします。

■ 見通し景観の保全

テレビ塔スカイデッキから名古屋城への視認性を確保するため、見通し景観の重要性について市民又は来訪者の意識を高めていくとともに、建築等の計画の早い段階から協議を働きかけ、地権者の理解を得ながら眺望確保に努め、都心部においては、名古屋城の眺望景観を含めた新たな眺望の魅力創出に取り組みます。

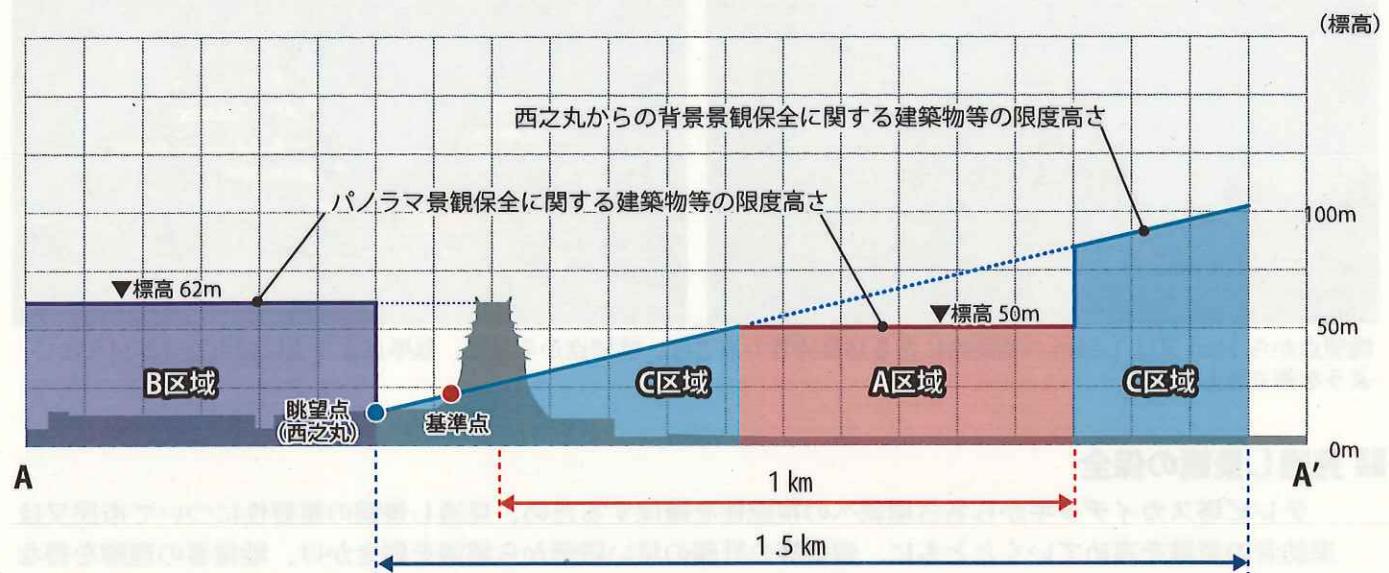
■名古屋城眺望景観保全エリアの設定

前述の方針を踏まえ、大規模な建築物・工作物及び屋外広告物に関する行為の制限を設け、良好な眺望景観の保全を図る地域として「名古屋城眺望景観保全エリア」を図表2のとおり設定します。

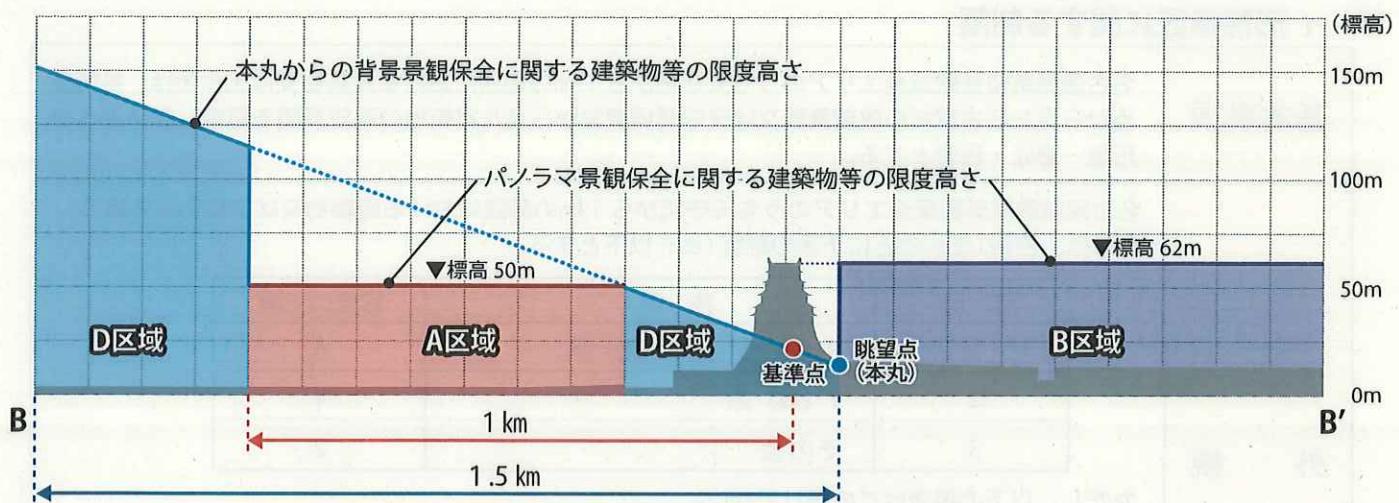


図表2 名古屋城眺望景観保全エリアの区域と高さの制限

(注3) 天守閣展望室、本丸及び西之丸からの眺望を保全するための制限により、東南隅櫓、御深井大堀、筋違橋及び鵜の首堀からの眺望についても保全されます。



図表3 高さ制限に関する断面図 (A-A' 断面)



図表4 高さ制限に関する断面図（B—B' 断面）

(2) 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限

大規模な建築物・工作物を新築・新設等をする場合は、景観法に基づく届出が必要で、景観計画に定める行為の制限（景観形成基準）を遵守する必要があります。景観計画の変更後は、名古屋城眺望景観保全エリア内で大規模建築物・工作物の建築行為等を行う場合、全市共通の基準に加え、以下の基準が適用されることになります。

■対象規模

大規模建築物	以下のいずれかに該当する建築物 ア 高さが31mを超える建築物 (指定容積率500%以上、かつ、敷地面積500m ² 未満の共同住宅を除く。) イ 延べ面積が10,000m ² を超える建築物 (店舗等の集客施設の場合は、延べ面積3,000m ² 超が対象。)
大規模工作物	以下のいずれかに該当する工作物 ア 地上からの高さが31mを超える工作物 (建築物に設置する場合は、高さ10m超、建築物の高さとの合計31m超が対象。) イ 敷地の用に供する土地の面積が10,000m ² を超える工作物 ウ 地上からの高さが5mを超える高架道路、高架鉄道 エ 幅員が15mを超え、又はその延長が30mを超える橋りょう、横断歩道橋、エ線橋

■行為の制限（景観形成基準）

ア 高さに関する制限

名古屋城眺望景観保全エリアにおける建築物の各部分の高さ（注4）又は工作物の高さは、建築又は設置される位置に応じて、図表3による限度高さ以下とする。ただし、以下の場合はこの限りでない。

- 天守閣の背後に隠れる等により、各眺望点より視認されないことが確認できる場合（背景景観の保全にかかる高さの制限に限る。）
- 市長が審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合

（注4）建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さも算入します。

イ形態意匠に関する制限

基本事項	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物は、各展望点から見た名古屋城の眺望景観又は天守閣展望室から見た市街地の眺望景観を阻害しないような形態・意匠・色彩とする。												
外 観	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物の外観の色彩は、色相(注5)ごとに下表の彩度(注5)以下とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>色 相</th> <th>彩度の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>R(赤)又はYR(橙)系</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Y(黄)系</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、以下の場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセントとして壁面ごとに10%以下の面積で使用する場合 ・自然素材に彩色を施さず使用する場合 ・天守閣展望室から見た時に裏側になる等により、視認されない部分に使用する場合（上表の区分2又は3の場合に限る。） 	区分	色 相	彩度の上限	1	R(赤)又はYR(橙)系	6	2	Y(黄)系	4	3	その他	2
区分	色 相	彩度の上限											
1	R(赤)又はYR(橙)系	6											
2	Y(黄)系	4											
3	その他	2											
附属施設	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物の照明は、点滅するもの、輝度が変化するもの、表示に動きのあるものや夜景を阻害する高輝度のものは設置しない。ただし、市長が審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合はこの限りでない。												

(3) 屋外広告物を対象とした行為の制限

屋外広告物を表示又は設置する場合は、原則、屋外広告物の許可が必要で、屋外広告物条例に基づく規格（許可基準）に適合する必要があります。景観計画の変更後は、名古屋城眺望景観保全エリア内で一定の屋外広告物を表示又は設置する場合、屋外広告物条例に基づく全市共通の基準に加え、以下の基準が適用されることになります。

対象範囲・規模	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における広告物で、広告物の表示面の上端の高さが地上20mを超え、かつ、一つの表示面の表示面積が10m ² を超えるもの（天守閣から視認されないものを除く。）	
高 さ	広告物の地上からの高さは、大規模建築物の高さの最高限度（図表3参照）を超えないものとする。	
基 準	色 彩	ア 彩度8を超える色は、一つの表示面の表示面積の1/2以上には使用しない。 イ 広告物の地色の明度（注5）は9.0以下とする。
	照 明	点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物や夜景を阻害する高輝度の広告物は設置しない。

<主な色相ごとの明度と彩度>

（注5）色彩の基準について

色彩を表す方法として、日本工業規格(JIS Z8721)ではマンセル表色系を採用しています。マンセル表色系では、色彩を色相(色の種類)、明度(色の明るさ)、彩度(色の鮮やかさ)の3つの要素に分類しています。

*右に示す色合いはイメージであり、紙やインクなど印刷の影響により実際の色合いとは異なります。

